

12月12日 民生経済常任委員会 会議録

- 日時・場所 令和6年12月12日(木) 午前9時00分～午前11時46分 第1委員会室
- 出席議員 井川敦雄、津川俊仁、秋山 修、油本朋也、町田貴子、前田栄治
阪本和俊
- 欠席議員 なし
- 他の出席を
求めた議員 議長 野田秀樹
- 執行部職員等 清水産業振興課長、永田観光交流課長、中原地域整備課長
前田健康推進課長、中原農業委員会事務局長
環境エネルギー課地域エネルギー推進室 三谷室長
- 議会事務局 手嶋局長、福島主幹

〈会議に付した案件及び経過と結果〉

1 開会 (9:00)

○津川副委員長

皆さん、おはようございます。副委員長の津川です。
ただいまより民生経済常任委員会を開会いたします。
まず最初に、井川委員長の挨拶から始めます。

2 委員長あいさつ

○井川委員長

皆さん、おはようございます。本当、寒くなってきました、あの暑い夏はどこへ行ったやらというふう思うんですけども、本当に今年はもう何か秋もなく、夏からすぐに冬になってしまったなというふうに思います。議員さんの中にも風邪、インフルエンザ等かかった方もいますし、また、職員さんの中にもあると思いますけども、十分体調管理、十分注意をしていただきまして、年末年始を過ごしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員数は7名でございます。定足数に達しております。

本日の日程につきましては、お手元の日程どおりでございますので、よろしくお願いいたします。

3 審査事項

(1) 所管事項調査について

○井川委員長

それでは、3番の審査事項に入らせていただきます。

1番、所管事項の調査について行います。委員の方より事前通告ありました事案について調査をいたします。なお、委員の皆様におかれましては、簡潔な質問とマイクのスイッチの切替えをよろしくお願いをいたします。

それでは、初めに健康推進課ということで、油本委員さん。

○油本委員

はい、油本しゃべります。従来もお聞きした件ですが、例の2,000万円、ファンドされてますが、由良地区の医療体制、今の進行状況どうでしょうか。

○井川委員長

前田課長。

○前田健康推進課長

タイミングを見て常にお医者さんと接触する機会があればお願いはしてるところですけども、実際のところ進捗とって進んでいる状況ではありません。ただ、今、鳥取県のほうが医療政策課のほうで民間診療新設に係る補助金の要綱を今作成中です。こちらのほうが土地・建物について2,000万円、先進機器導入3,000万円の合計5,000万円に対して2分の1を補助するという要綱を今制作中です。北栄町としては今現在、2,000万円の基金を積んで誘致というか、医療機関来ていただくようにしておりますが、県の要綱を目いっぱい活用しようとする5,000万円ないと、その2分の1が県が出してくれるという形になりますので、残り3,000万円の基金を積むかどうかについて今現在検討しているところです。以上です。

○井川委員長

油本委員。

○油本委員

ありがとうございます。実は私もコロナ、インフルエンザ罹患させていただきまして、わざわざ遠いところまで行って診察したわけですが、もちろん私だけではございませんけども、ぜひとも5,000万円と言わずにもっと積んで、どんどん来ていただける体制を積極的に構築していただきたいと以前から申し上げておりますが、その点またよろしくお願いいたします。

○井川委員長

前田課長。

○前田健康推進課長

11月末に中部医師会との医療福祉懇談会がありまして、こちらは町長と一緒に出席させていただきましたが、町長のほうからも中部医師会の皆さんにも、ぜひ北栄町のほうにということも強く言っていただきましたし、これからも頑張っていきたいと思っています。以上です。

○井川委員長

今の件につきまして、ほかの委員さんのほうで何かありましたら。

ないようですので健康推進課は終わります。

続きまして地域整備課関係、前田委員。

○前田委員

山陰道の、いわゆる町民さんからよくあるのが、新聞とかテレビとかの書きまわしじゃなくて、ごみ処理の問題はもうこれだけは、いつどこでっていうのが分からないってことで出てるんですけども、これ東部方面の開通と西部方面の開通が、前は一遍に全部開通させますよっていうことだったんですが、もともとは部分開通させる予定が、工事を早く終わらせたいがためにもう全部313の連結全部含めて、全部一遍に開通させますよっていうことでやっとなんか、まあ一遍にまた変わってきたもので、今の進捗状況と、あと東部側は普通に開通させるとは言ってますけど、ジャンクションも、313を含めて開通させるもんなのかっていうところをそれだけちょっと説明いただきたいと思います。

○井川委員長

中原課長。

○中原地域整備課長

北条道路の現状であったり、今後の予定について少し時間をいただいて説明をさせていただきたいと思います。モニターのほうをちょっと御覧をいただければと思います。この資料につきましては国交省が作成しております、先月11月11日付の資料です。この日っていいものは、山陰道の開通、令和8年度の予定が遅れるという公表があったと

きの資料でございます。報道等で御案内のとおり、地中の障害物があったりだとか、軟弱地盤対策に時間を要するということでありましたが、11月には正式に、令和8年度は難しいということで公表あったときの資料です。これを基に少し説明をさせていただきます。

四角囲いの中に概要を書いてあります。丸の1つ目のところです。文中の3行目ですかね、軟弱層への固結工追加施工だとか地中障害物、今申し上げますとおり軟弱層の問題がある、あと地中障害物が出てきている、その処理に時間を要するといった状況であります。また後ほどちょっと見ていただきますが、2つ目の丸につきましては地中障害物、かなり深いところから出ているというところがありまして、そこを掘り下げるのにちょっと時間を要しているといったことが記載してあります。3つ目の丸ですけれども、それによりまして、令和8年度に予定した全線開通、はわいインターから大栄東伯インターまで全線開通する予定でありましたものが、開通時期の見直しが必要となったというところです。見直し後の開通時期については、現時点でいつということが示されておりません。ただ、最後の丸です、はわいインターから北条インター、先ほど前田委員のほうがおっしゃってたその東部のほう、西部のほうというような区分は、北条ジャンクションを起点としまして東側、はわいインターから北条インターまでですかね、その東部の部分と、北条ジャンクションを挟んで西側、大栄東伯インターまでを西側ということで、もし区分しますと、東側のはわいインター、北条インターについては令和8年度に予定どおり開通となります。ここちょっと丁寧に説明させていただきますと、ジャンクションについては、国道の313号については県のほうが整備をしておりますので、この資料の中ではそのジャンクションとかいうことは出てきませんけれども、意味合いとしましてはジャンクションも含めて東側、北条インターまでは接続されるということになります。したがって東側、鳥取市のほうから来る車がジャンクションを通過して倉吉市に抜けることも可能ですし、反対に倉吉市側、岡山側から来た車が鳥取県のほうに抜けるということも可能です。それで、西側のほうについては、北条ジャンクション、北条インター以西につきましては、工事の完成がまだ見込めてない原因の調査だったりとか対策に時間を要するということで、開通時期は未定であるというのが現在の状況であります。そして、南から来た車が西側に行くことが可能なのか、東から来た車がそのまま西に行くことができるのかっていうところは、あまり細かいその設計のほうまでは私も聞いておりませんが、それは現道、現在の道に接続して通行は可能というようなことで聞いております。それで、高規格道路、北条道路としては、東から北条インターまで、そこから西については一般国道扱いというような感じで受け止めていただければと思います。今、申し上げた内容がその開通時期の見直しということで書いてあるとおりでございます。

次のページ以降、ちょっと今話したような内容を資料にまとめておりますが、ちょっと簡単に流させていただきます。開通の見直しにつきましては、今申し上げたとおりであります。工事の進捗状況です。ちょっと見にくくなっておりますが、軟弱地盤層が出たところであるとか、あと地中障害物の出現ということで丸があるところですね、といったところですか、東側のほう見ますと町道の変状発生ということで、実は山陰道は盛土をする関係でかなり自重があります。中の地盤のほうがなかなか耐え切れずに横のほうにちょっと力が逃げる関係があつて、横を走っておりまして町道のほうに変状、ひび割れを起こしたというようなことありましたんで、その変状対策ってものを行う必要があるということで書いてあります。

赤い破線のところの中のほうに発生事象、町道の変状発生、軟弱層の出現、地中障害物の出現ということで、追加対策としまして変状抑制対策の追加ということで、左の下の方に①変状抑制対策追加ということで、変位緩衝孔（追加）という、ちょっとかな

り専門的な内容となりますけれども、空洞ではないんですけれども、あえて弱い、力を吸収できるような地層、地盤、部分を造りまして、そこで先ほどの力を逃がすというか、受け止めるというような部分を造るというのが変状抑制対策の追加でございますし、あと、固結工追加です。固結工追加の前に、下の図の中に縦長の棒があります。これまでも説明させていただいておりますとおり、砂ぐいといいまして、砂のくいで地盤を強化するというのはこれまでやってきてるんですけども、それに併せまして、固結工の追加といいまして、その部分の地層を、セメントなどっていう表現させていただきますけど、それが一体的に固めて地盤が動かないように強固にするというのが固結工というものになります。そういったもので対策を強化していこうというのが現在行っているところであります。

この対策を行う前段としまして、地中障害物の確認が必要となります。これまで報道等で、木の根っこですとか、大きな石が出てきたというようなことが報道で出てきておりましたけども、想定よりもかなり深い位置にあるということが分かってきております。この図のイメージ図で見ただけならばと思うんですけども、左側のほう、通常バックホーで掘り下げるんですけども、掘れる位置よりもさらに深いところから出てきているということで、変更のところですね、1段地面を掘り下げまして、そこにバックホーを置いて掘り下げていく。さらにそのバックホーについては、このエクステンションアームというようなんですけども、腕を長くして、さらに深く掘れるようなことで地中を掘り下げていっております。そこから出てきている地中障害物を現在、除去したりというようなことを行っております。木の根っこ、石だとか、それ以外の瓦礫だとか、ゴムくずと書いてありますが、これタイヤですね、タイヤなどが今出てきているということで、今掘り下げながら障害物を取り除きながら、そしてその後、軟弱地盤対策だとか、地盤強化を行いながら事業を進めているということがありまして、と戻りますけれども、なかなか進まないというところでございます。簡単ですけども、説明、以上で終わります。

○井川委員長
前田委員。

○前田委員

ありがとうございます。やっぱり皆さんが倉吉市方面からの連結が、いわゆる鳥取市方面に行くのはどうなってるのっていうことを聞かれたものですから、その辺まだ、ね、全然報道もされてなかったものですから、ちょっと確認で。それはそれで一つ安心なんですけども、やっぱり思うのは、この瓦礫とか石とかタイヤくずとか、ゴムくずですね、まだ一部の調査なんですか。もう一応全部調査をして、そこにだけあるんですか。何かやっぱこれからまたどんどん出てくるよっちゃんな話になると、いつまでもなんで、一応全部調査されたのかなっていうところを一つ教えてもらいたい。

○井川委員長
中原課長。

○中原地域整備課長

掘り下げてみないと分からない、分からなかった、この辺、ほかの場所についても分からないっていうところがありますので、現在、地中障害物の出現ということで、由良川よりも東側については確認して、今、対策を行っているというところになりますし、東側のほうについては、この黄色の色がついてるのが軟弱地盤というところで確認をされてるところです。この下からもし出てくるようなことがあれば、また何らかの影響があるのかなというふうには思うところあります。今、確認されてるのはこの部分というところでございます。

○前田委員

分かりました。

○井川委員長

この件につきまして、そのほかの委員さんで何かありましたら。

よろしいですか。では、地域整備課、終わります。

続きまして産業振興課。

油本委員。

○油本委員

油本いきます。清水課長、せんだって11月の27なんですけども、水曜日。我々、六尾の自治会のほうで、これ北栄町地域計画っていう分に関しまして話合いを持ちました。行政側のほうから、課長はじめ、担当課の方御出席いただきまして、10年後、20年後、六尾は農業に対してどういう考えを持って夢を描いているか、ちょっとみんなで話し合ってくれということの投げかけに対しまして、六尾の住人のほうからは、言葉を選ばずに言わせていただきますと、10年後、20年後まで、そういう悠長なことを言ってる時間がないと。2年後、3年後の我々もどうなってるか分からないのに、そういうことを今話し合うのはどういうことよと。もっと現実に即してそういう話を進めてほしい。そのほうが我々の、いわゆるビジョンが描けるんじゃないかということが出ました。役場のほうからは、いわゆる国のほうからそういった支援金を得るためにこの作業は必要だということで話が進んだわけなんですけども、我々のほうとしましてもいろんな意見が出て、取りまとめに皆さん、役場の職員、苦勞されたところだとは思いますが。

といいますのは、六尾だけじゃないと伺いましたんですが、ほかに行われましたこういった自治会でもそういった意見が多かったのか、また、こういった意見が主に、さっきといいますか、この一連のこういった行事で出てきたのか、産業振興課及び農業委員会のほうから取りまとめておられましたら伺いたいと思います。以上です。

○井川委員長

すみません、事前にいただいております、先ほどの質問の地域計画につきましては、産業振興課と併せて農業委員会のほうも調査していただきますので、2つの課のほうでお願いいたします。

では、清水課長。

○清水産業振興課長

地域計画の策定につきましては、国で法制化されるということで、令和7年の3月末を目指して北栄町として北栄町内の農用地区域、全区域を対象に策定するというで話合いを行っております。御質問のありました、ほかの地域の状況はどうかということでありますけども、現在、14の地域、組織で話合いが行われております。これにつきましては、4月の下旬に農事組合であったりとか、あとは生産組織であったりとか、あとは営農組合といったような、町内の103組織だったかな、を対象に代表者説明会を行った上で、話合いをしませんかという呼びかけをさせていただいております。その際には、町のほうで、農業委員会のほうが地域計画に添付する目標地図の案を提示して話をさせていただいております。その上で話合いの呼びかけを行って、14組織ということで話合いを行っております。で、どんな意見が出ているのかということにつきましては、まずは、どの地域においても担い手、将来の担い手がないというのはもう共通して言われるところであります。もちろん地域柄によって意見っていうのは違ってくるんですけども、特にそれが顕著なのが、砂丘地域、砂丘地農業の地域、それから水田農業を行っている地域ってのは、その意見が非常に顕著であります。丘陵部、特に園芸施設のありますような地域におきましては、その声はあってもそんなに大きな声ではないというような印象で思っております。やはり、あと水田地域においても営農組織が組織されてるところにおいては、やはりその営農組織がしっかり地域の営農を行っておりますので、そ

の声が若干緩いというようなところでありますけども、営農組織が組織されていなくて、個人の方々が水田を管理されておるというところは、特に将来において危機感を持っておるといような意見が出ております。以上です。

○井川委員長

農業委員会のほうで、中原局長。

○中原農業委員会事務局長

会の中でいろんな話(意見)を出していただいたのは今、清水課長が話をさせていただいたとおりです。なかなかかなり正直言って、油本委員も御存じのとおり、ネガティブな意見が非常に多くて、解決策っていうのがすぐすぐ出てこないっていうのは今の現状だと思っています。ただ、まず最初は、すぐ、じゃあこれですぐ受けて、この話をしたからすぐ解決するっていうことではないと思いますが、やはりきちっとその地図を見ていただいて、現実を皆さんに知っていただく。それから、集まったときにふだん皆さんが言えない言葉を話として出していただく。それから、地域で話をしてコミュニケーションを取っていただくということも、まず第一歩なのかなというふうに、その中から少しずつ次の話、次の話っていうことをしていく中で、少しずつ解決策を見つけていきたいなっていうのが今の農業委員会の意見で、実際に高千穂地区っていうところでは、1つ前の年から、去年からお話しさせていただいて、今6回させていただいてるんですが、地図の色よりもほかのところと違ってもう少し踏み込んだ、ここだったら貸せるんじゃないかっていうような話をさせていただいた中で、例えば、一番直近で話をさせていただいた中では、新しい人が入ってこられるっていうことになったときには、もう一遍話をして農地を固めてあげようやとか、家探してあげようやっていうような声も出てきているので、やはりまずは現状を知ってもらって話をする土台をつくるっていうのも1つ大切なことなんじゃないかなというふうに感じて、今、話合いの場に参加させていただいてます。以上です。

○井川委員長

油本委員。

○油本委員

そのときの我々の会議でも、みんなからたくさん出た意見なんですけど、御存じのように六尾地区、畑のうち約17ヘクタール、これが今、アール企画さんをお願いさせていただいてる。大豆を作っていただいている。それこそ私が幼少の頃には、もちろんスイカ農家で皆さん頑張ってたんですけど、ただ、本当にもう高齢化、御多分に漏れずそれが作れなくなったために、ようやくアール企画さんをお願いして畑を管理していただいている、これが実情なんですよね。アール企画さんは灘手地区、倉吉市、やってらっしゃいましたが、聞くところによりますと、本年度末を持ってそれを辞められるというようなことも聞いております。明日は我が身。これは非常にみんな切実な問題なんです。冒頭その会議でおっしゃいました国からの補助金、支援のためのお金が下りてくる、そのための会議だとおっしゃってるんですが、そのお金が下りてきたところで、そういった、例えばアール企画さんがもし六尾から撤退された場合、果たして六尾の住民はどうしたらいいんだろうと。そういうことまで考え全く及びもちょっとつかないような会議でまだ終わっている状態だと私は理解しております。それで私が六尾の住民に聞かれた場合、何と答えたらいいのか。ちょっと模範例お願いします。

○井川委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

まず、この地域計画を策定するという中で、国の支援金が下りてくるっていう表現を今されましたけども、国の支援策、支援事業にのるための要件が、この地域計画が策定

されているかどうかということになってきます。これはどんな支援策かっていいますと、例えば、耕作条件、事業でありますとか、圃場の整備に関わるようなこと、それから、特に担い手がなかなかいないという中で、新たな担い手を支援する次世代就農の関係が対象の要件と。まだいろいろありますけど、融資関係とかもありますけども、国の補助金を受けるに当たっての要件となってくるということから、北栄町においては農用地の全区域を対象に計画を策定するということをしております。おっしゃられましたアール企画さん、農業法人さんの話ですけども、これっていうのは地元にとっては本当に不安な情報だと思っております。この地域計画の話合いの中で1つの地域の課題として上がってきたわけでありまして、この話合いの中だけで、ならこういう方策があるよっていう具体的な解決策っていうのはすぐに出てくるものではないです。ただ、この話合いにおいて、地域の皆さん、それから行政のほうもこの地域農業の課題について共有をして、まずその地図のほうでも提示をしとるんですけども、見える化をする中で、なら今ある課題において先を見たときにどんなことができるかってのをみんなで一緒に考えていきたいと思いますというきっかけで話合いを行っておるところであります。地元で聞かれたらどうだという話もありましたけども、まずは今の段階では現状の把握、課題の把握ということで話合いを行わせていただいております。具体的な、将来、ならこうしようやっていうのは課題を今このたび抽出しておりますので、何ができるかっていうのはこれから、悠長なことは言っておれないということがありますけども、課題が見える化されておりますので、ここについて何かできることはないかということは、今後話していきたいということは考えております。以上です。

○井川委員長

油本委員。

○油本委員

最後にしますよ。先ほどありましたように営農組織をいわゆる広いエリアで組織されてるところ以外、個人でやっているとところが心配。すなわち私どものところがそれに該当するわけですが、これからもぜひ寄り添って相談に乗り続けていただきたい。重ねてお願い申し上げます。

○井川委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

この地域計画の話合いをもって行政のほうも具体的に生産者の皆さん、地域の皆さんの課題っていうのを共有させていただいたと思っておりますので、その課題をもって何ができるかっていうことを行政のほうも考えていきたいと思えますし、話合いの中で六尾の自治会さん、六尾地区としましては40人を超えるメンバーの方が出ただけとる中で若手の方もおられました。こういう設備があれば、例えば水田、自分たちが守っていてもいいなっていうような前進的な話も出とったりしますので、その辺をまた詰めていながら、北栄町の農業っていうのを持続的なものにしていくように努めていきたいというふうに思っております。以上です。

○井川委員長

阪本委員。

○阪本委員

この事業は非常に難しい問題のある事業だと思うんですよ。というのは、過去にもね、国が補助金出すから、補助率が高いから取り組むなら今だという前提でやってきたんですよ。ところが、梨団地でもそうだった、畜産団地でもそうだった。いろんな環境が変わってきて、結局もう借りたお金は返せんようになってっちゃう。そんなの繰り返しなんですよ、農業は。農地・水もそうですよ。農家はまたどんどんどんどん減っていく。だけ

ど整備事業の賦課金はやっぱり払っていかないけん。農協の組合員になったら結局、判を押したらやっぱりね、最後まで責任取らされます。だからね、ほんにわしら当時農協の理事になる前にもね、議員の前に農業委員を5期しました。そのときもいろんな課題があって、だけど農家は元手がないから、やっぱり借りないけん、国や県が補助金出しおって、ほんなら今だちゅうわけで、行政もそれを進める。ところがね、もうすごい、とんでもない状況なんですよ、中部は、過去のことを振り返ってみるとな。そういうことやっぱり繰り返したくない、過去の失敗を繰り返したくないという思いがあっていろいろ難しいこと言ってきたんですけども、この創生事業が始まるとき、石破創生大臣(当時の)が農業新聞によく過去の失敗を繰り返さんように十分に検証してくださいって言って、片山当時総務大臣もね、退任されてから同じことを言っておられますよ。だけど、ここらではそうじゃなしに、補助金があるけんやれやれやれ。それがドリーム農場だけね。だけん、当時、執行部の説明は不二家さんがバックにあるけんもうかる、もう安心だ、他産地を一步リードした。業務用のイチゴは単価が高いからもうかるって。もうかるもうかる言っただけなんです。法律はね、会社立ち上げのようにもうかるもうかるって会社立ち上げを禁止されとるんです。それがね……。

○井川委員長

阪本委員、地域計画について今してますんで。

○阪本委員

今の問題なんです。農業委員会の会長さんにも言いました。失敗したりした人の意見も聞かれないけませんよ。失敗を繰り返しちゃいけないのですよ。歴史は繰り返すちゅうけど。当時、石破創生大臣もね、今回最後のチャンスだっけって言っておられた、全く成果上がらんだ。だからね、一遍その判を押したらね、最後まで付き合わないけん。だからその意欲のある人、それがやる。みんなやればようなるちゅう表現は間違いなんです。だから条件の悪い人はみんな辞めていく、借金をして辞めていく。そういうことにならんようにね、一つ、そういうことだけちょっと担当課に今お願いしております。

○井川委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

御意見ありがとうございます。その点も踏まえながら地域計画の策定というのに向かっしていきたいと思っておりますし、今回その地域計画の策定で全てが終わったというわけではありません。このたびの話合いで課題が抽出されて見える化されたっていうのがまず1つ大事なことであって、10年後の将来、例えば10年後に向かって、北栄町が農業の産地として維持されるようにしていくためには、話合いを継続しながらこの地域計画を改定しながら、農地が有効に活用されていくように取組を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○井川委員長

そのほかありますか。

ちょっと1点いいですか。

○津川副委員長

井川委員長。

○井川委員長

ちょっと1点お聞きします。この地域計画、以前も一般質問でさせてもらったんですけども、一応、来年の3月、今年度末までに策定しなさいということで、これはいわゆる10年後のその土地は誰が作っておるのかと。私はそこまで3月までにするもんだというふうに思ったんですけどもね、何か今のずっと経過聞いてますと、まだその町内全体

でも行き渡ってないということで本当にできるのかどうかね。で、今現状が分かったと、そういう共有してもらおうということなんですけども、それでいいのか、例えば3月末までにするのがね。となってくると、ちょっと私の思ってたイメージと違うんですけども、3月末までに何をせないけんのかっていうのを再度教えていただけますか。

○津川副委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

お答えいたします。策定までに何をしないといけないかということでありまして、まずは計画をつくるに当たって、基本的には話し合いをもって策定、生産者の意見を踏まえて策定しなさいということがあります。と、計画に添付をする目標地図、今、案を4月当初から提示をしながら、これをもって話し合いをしませんか。その地図っていうのが、現状の、まあしゃべってもらったほうがいいかな、現状を踏まえた10年後を見据えた地図なんですけども、それをもって話し合いをしませんかということでお話をさせてもらってまして、ある一定の素案を町のほうがつくった上で、課題抽出のための話し合いということで話し合いを求めてきました。その中で、なら103団体ですか、呼びかけを行って、今14ということで少ないじゃないかっていうイメージもあるかもしれませんが、その中ではアンケートを取ったりしながら、アンケートとしては19団体から、話し合い14団体、アンケート19団体ということで意見をもらいながら策定をしております。ならそのほかの団体につきましては、話し合いの呼びかけは行っておりますけども、町のある一定、素案をつくるとるもので、理解が得られとるという中で、3月末をもってまず策定をします。これっていうのは、策定をして、ならできたできた終わりではなくって、縦覧期間を設けて公表して、これでいいですかっていうことを期間を設けて、意見をそこんところで踏まえながら策定を最終的にしていくということをしとりますし、そこで完成っていうわけじゃなくて、先ほど言いましたように、この出来上がった地域計画を基に、こういう課題もあるでないかっていうこともこれから先、時間を追って出てくる可能性もあるんで、その際には話し合いっていうのは継続して続けていき、計画自体も年次で見直しをかけていくというスケジュール感を持っております。以上です。

○津川副委員長

中原局長。

○中原農業委員会事務局長

今、井川委員長からお話があった、当初ここをどなたが、誰が作るかまできちっと計画書を作ったという話は、一番最初にこの制度ができた際に国はそう言っていました。ここを誰が作るのかっていうところ全て把握した計画書を作りなさいということだったんですけども、全国的に10年後を誰が作るかなんて入れれる状態ではないというのが、その後いろいろな話し合いをした中で出てきたという経緯がありまして、国のほうもこの計画書の中に、まずはここは今の状態でもそうです、10年後も誰がもう既に担い手の方が、ここは作れるよっていうところはもうその担い手の方が作るということを示しなさい。もう一つの部分として、じゃあ決まらない場所、決まらない場所は今後ここは農地として守っていかなきゃならない、集約していくべきだ、担い手として作っていくべきだっていうような農地はきちっと示して、検討が必要な農地として示しなさい。そういった計画書でも計画としては認めますよということになってきています。その関係でまずは話し合いをして、先ほどの話ではないですけども、場所によっては、ここは誰が作れるやっていう話が出てきた地域もあるのはありますが、なかなかそこまではいかない状況にありますので、まずは最初は、きちっとここは大丈夫だ、ここは10年たっても担い手の方が作っていただける土地だ、大丈夫だっていう場所と、それから、ここについてはやはり何かしらの検討をしていかないといけない、課題をきちっと見ながら進め

ていかなければならないっていうところをきちっと分ける。そこによって次に進めていける。10年後の計画ですけれども、先ほど清水課長の話のとおり、10年後も、作ったからそれでおしまいじゃなくて、毎年見直しをしながら、じゃあここが見えてきたところは直して、直して10年後にはそれがきれいに皆さんが作っていただけるようなことになるように話を進めていきたいなというのが、今の北栄町としての考え方で進めさせていただいてるところです。

○津川副委員長

井川委員長。

○井川委員長

ありがとうございました。これで大体分かりましたけど、それでね、今ずっと話合いをして、いろんな意見を聞いとると。一応これっていうのは、それこそ、いつまでにするって、最後は10年後で、10年後の計画で10年後までにいろんな話をしながら10年後にはちゃんとしたもんになるのっていうのはちょっと、そういう格好になるんですか。だけん、ある程度、年次計画を持ってやっていかないと、どの時点で結論っていうのは、結論という言い方は変ですけども、最終的にこういうことになりますよと、なるのはいつ頃を予定されとるんですかね。

○津川副委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

お答えいたします。まず国としましては、令和7年の3月をもって策定しなさいというのが1本。その後も状況を踏まえながら改定していきなさい、までしかないです。ただ、せっかく意見をいただきながら課題を抽出して、それに向けてみんなで解決していこう、農業を維持していこうということであれば、実効的な計画にしていくなめには、いつがゴールということはないと思っております。その時期その時期で状況は変わってきますし、新たな課題も出てくる。ただ、新たなそれに対する解決策も出てくるということがありますので、年次的な話合いと計画の改定ということがやっぱり実効的な計画になっていくんでないかなというふうに考えております。以上です。

○津川副委員長

井川委員長。

○井川委員長

分かりました。これ本当にね、先ほど課長が言われますように、いろいろとやっていくと問題が出てくると思いますので、これは引き続きやっていただきたいっていうのと、先ほど103組織あって、14地区で話合いをして、19地区でアンケートしたと。ほかについてはある程度その計画案っていうものが、それが承認されてるだろうと思うんですけどもねって言われたんですけど、実際そのほかのところはね、見ても分からんけえって、そのままにされとるところもあると思うんですよ。10年後のことだし、油本委員も言われましたけど、そがな、今々のことが分からんのに10年後なんて分かるわけがないやと。でまあ、そういうところもね、やはり再度提示はして、何もなかったからそれで案を承認されているんだなということではなしに、やはり機会を見て実際にその地区とかも話合いというものを持っていただければなと思いますので、そういうこともしていただきたいと思いますけども、いかがでしょうか。

○津川副委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

ありがとうございます。委員長のおっしゃるとおりだと思っております。やっぱりその計画が実効性ある計画っていうことであれば、やはりその各地域の生産者の皆さんが

理解される計画でないといけないと思っておりますので、策定に当たっては期限がまずは令和7年3月というのが1つあるんですけども、しっかり周知をしながら、また話合いにも参加していただく、話合いの場を持っていただくっていうことを進めていきたいというふうに思っております。以上です。

○井川委員長

ありがとうございました。

○津川副委員長

では、バトンタッチします。

○井川委員長

そのほかありますでしょうか。

秋山委員。

○秋山委員

秋山ですけども、地域計画を策定して、その策定後の進捗状況だとか見直したとか、その成果の評価、いつ誰がどういうサイクルでやっていくかっていうのをちょっと聞かせてもらえませんか。

○井川委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

策定後の進捗の管理、確認っていうことになりますけども、今考えておりますのは、年次年次の確認っていうのを、北栄町の農業の取組の基本となります農業振興基本計画の検討委員会の中で、北栄町全体の農業の目標の検証というのを、達成具合の検証というのをしておりますので、同じようにその中で地域計画についても検証というのは行っていきたいと思っております。あと、この農業振興基本計画の会議ですけども、会議のメンバーにつきましては、県、それから東伯改良普及所、J A、生産組織の代表者、土地改良区というようなメンバーで構成されております。以上です。

○井川委員長

そのほかありますでしょうか。

では、この地域計画については以上で終わります。いいですか。

油本委員。

○油本委員

すいません。今、例えば産業振興課ですか、ほかのテーマでもいいんですか。

○井川委員長

どうぞ。

○油本委員

ドリーム農場の決算書、この前頂いた決算報告ですよ。その件に関して2点ほどお聞きしたいんですが、まず、21、23ページ、両方とも関連することなんですが、こちらに減価償却費、中期収支計画というのが21ページに載っておりまして、23ページにはもっと分かりやすい表を載せておられます。減価償却費用の推移ということでよろしいですかね。こちらで第9期、今回1,012万円余り載せておられまして、次、第10期ですか、これが861万1,000円、その次が735万5,000円、その次が563万6,000円とどんどんどんどん減少は確かにしていって、それに伴って、この23ページにありますように、第10期以降は急激に減少していくため、利益確保に寄与していただくことになるというふうに、もちろんこれうれしいこと書いてらっしゃいます。ですが、いわゆるこの減価償却費に書いてあること自体はもちろん理解できるんですが、ほかにも設備の更新ですとかね、ある程度これ必要になってくるかと思うんですが、それも利益の確保には最終的に影響してくると思うんですよ。そういうところは別々書いてあるんですか。それか、この減

価償却費に全部含まれてる、もうかる一方だよと、そういうことなんですか。それ伺います。

○井川委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

お答えいたします。初期投資、それから設備投資による減価償却っていうのは、お示しさせていただきましたとおり減少はします。手放しで喜んでおられるかということになりますと、そうではないというふうに思っております。やはり減価償却、目減りはしていきますけども、物には耐用年数というものがありますし、例えば21ページを御覧いただきますと、売上原価のほうの修繕費という欄があるんですけども、これまでにない金額、例えば10期であれば150万円でありますけども、145万円でありますけども、11期以降450万円であったりとか、大きな修繕費を計上しております。これにつきましては、やはり園芸施設でありますので、被覆の更新でありますとか必要な修繕が出てきますので、そこを見越しながら中期計画を組んでおりますので、減価償却は減るけども修繕費、修繕に係るものっていうのは当然かかってくるものということで考えておりますし、そこを見越した21ページの中期的な見通しということで会社のほうが計算をしております。以上です。

○井川委員長

油本委員。

○油本委員

分かりました。その21ページの下の表を見ればそうじゃないかなとは思いますが、ちょっと伺ってみました。

次に行きます。同じドリームのこと、こちらは掲載は2ページに、増収増益であるというふうに書いてあるんですが、ドリーム農場さんの本来の目的というものは、いわゆる農業の町北栄町に、イチゴを中心としてそういった農業人材育成のためのプラットフォームを作るんだと、それが本来の目標だということを、私も議場で一般質問させていただいたときにもそういった回答を得た覚えがございます。単刀直入に伺いますが、イチゴ農家を目指す方、これは育成はどうなんですか、できてるんですか。伺います。

○井川委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

お答えいたします。北栄町内、イチゴ農家、だんだん歴史的には減少してきた経過がありますけども、ドリーム農場関連でイチゴの農家が新たに増えてるかといいますと、1件新規就農、これもイチゴの地域おこし協力隊を経験されて新規就農された方が1件、それから、新たにイチゴをやりたいという方がおられまして、補助事業で支援をしておりますけども、町内に新たに1件、それから、従来ありますイチゴ農家さんに対する支援というのも行っておるところであります。以上です。

○井川委員長

油本委員。

○油本委員

確認します。1件増えたということですね。これからも着実に、1件と言わず、2件、3件と増やしていただいて、当初の目標であるそういったプラットフォーム化として、イチゴ農家をはじめというか、イチゴ農家を中心としてドリーム農場の本来目指しておられる役割、これに邁進していただきたいと思います。

それと、別件です。もちろんこれ杞憂に終わればいいんですけども、例えばお台場いちばとかにも、ほかのスーパーとかにももちろん卸してらっしゃいますけども、いわゆ

る公的組織といいますか、役場といいますか、町の資本が入ってるこういった組織が販売することによって、言い方がちょっとあれですが、民業の圧迫にはなってないか、それを懸念する声がありますが、それはいかがですか。

○井川委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

お答えいたします。今、イチゴの市場の情勢としましては、かつての産地と言われました湯梨浜町がかなり農家さんが減少して、地域産のイチゴっていうのはかなり少なくなってきた中でドリーム農場が設立して運営をしております。市場の話によると、やはり地域産の、地元産のイチゴが欲しい、足りてないっていうような声がありますので、それを逆に捉えると、町内のイチゴ農家の方とも意見をもらうこともあるですけども、特に民業圧迫というようなことにはなってないというふうに捉えておりますし、そういうことがあってはいけないというふうに思っております。以上です。

○井川委員長

いいですか。(よろしい)

そのほかありますでしょうか、皆さん。

阪本委員。

○阪本委員

執行部ね、言われることよう分かるんですよ。ただ、そのイチゴの取組そのものについてね、私ももうずっと前から何回もイチゴ作ってみたいと思って研究したことあるんだけど、結局、1年間の収入はほかの作物に比べて少ないんですよ。何でかっっちゃうと投資が大き過ぎる、それから人件費がかかる。それなんです、問題は。だからこのドリーム農場はね、その株式会社にされたっちゃうことについて、私はええことだと思っちゃったんですよ。ところがその常勤者がね、代表取締役、それから代表監査までね、結局、会社の取締役になされたっちゃうことについて、やっぱりおかしいな、法律に抵触しとるから言うんですよ。だからね、行政っちゃうのはね、収支とんとならええんですよ。もうけられんのですよ。そういう立場の人がね、株式会社はもうけないけんのですよ。そこの役員になるっちゃうこと自体がもう駄目なの。だから実績上がらんのですよ。だけん、農協と共同出資だったらやっぱり農協の資材を使わないけん。そうすると結局、今どきね、一般の大型店あたりは安く売とります。だけど農協はそうじゃないと私は思ってます。細かいことまでは説明ありませんから、決算書見て、ああこれじゃいけない、ずっと思っておりました。やっぱり実績上がらんのですよ。その決算書見してね、イチゴ農家なろうかって人があるわけがない。だけ辞めた人のね、地域おこしの人ですよ、来ても、結局最後はもう不足言って帰る、上がることようしとらんって。だからやっぱり、来て働いてくれる人が喜んでくれるような環境をつくらな駄目なのに、こがなその決算書見せてね、来る人、来てもやっぱりもうしませんよ、農業なんか。イチゴ農家になりませんよ。だけん……。(発言する者あり)

そうなっちゃうんですよ、結果的に。もうけちゃいけない立場の人がもうけないけん会社の取締役になる。だからね、これ実績上げえって言ったって、なかなか難しいと思うんです。そういうことです。

○井川委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

まず、阪本委員が言われた法令に違反しとるっていうのは、これまでも議場で一般質問等がありましたけども、民法にも会社法にも反するものではありませんというふうに解釈をしております。おっしゃられるように、地域おこし協力隊、イチゴなかなかなる

のは難しいぞということを言っておられると思いますけども、確かにおっしゃるとおりであります。初期投資がかかる、あとは季節によって人員が、手間がかかるってことがあって、なかなか収支としてはもうからんというようなことがあろうかと思うことは、実際我々も会社に寄り添っておって思うところではあります。そんな中で、地域おこし協力隊、今までに15人ですか、ドリーム農場来ていただいて、そのうちの10人が退任後も残っていてくれます。その中で、10人のうちの7人が北栄町の町内で農業で、イチゴには限りませんが、農業で新たな担い手として就農していただいとるということがありますので、北栄町農業の新たな担い手ということでは効果のあつとる事業だというふうに捉えておりますので、その辺の御理解をよろしくお願いします。

○阪本委員

それは理解しとるですよ。それから、さっきの……。

○井川委員長

阪本委員。

○阪本委員

法律違反だっていうことについてはね、わしも法律事務所にいっぱい相談行ったんですよ。ただ、そういうことするなら必ず判をもらっときなさい。ところが判を押されないう、責任取られないっっちゃうようなことで現在に至ってます。だからね、やっぱり判を押してやっぱり責任取ってもやるという格好がないとね、やっぱりしっちゃ駄目だということ。

○井川委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

同じことの繰り返しになりますけども、法令に違反はしてないというふうに思っております。以上です。

○井川委員長

そのほかありますでしょうか。

なければ、以上で産業振興課、農業委員会を終了いたします。

最後に環境エネルギー課関係で。

油本委員。

○油本委員

2点、簡単にいきます。

まず1点目。本年度、令和6年度当初予算の風力発電事業会計の15ページに記載しておりますように、一応めくっていただかなくていいですけど、その中で撤去事業費用、委託料として8,800万円計上されておられました。その中で7,500万円既に執行済みと伺っております。それに対する成果、まだ発表されておられませんが、その成果はどうなっておりますか。もう出ておられますか、おられるんでしたら回答お願いします。以上です。

○井川委員長

三谷室長。

○三谷室長

環境エネルギー課、三谷です。よろしくお願いします。

御質問のあった実施設計の委託料の件ですけども、今現在の状況のお話をさせていただきますと、昨年度は基本設計を行いまして、今、実施設計ということで、測量を今現在行っているというか、測量が終わった、今、段階になります。風車の羽根を降ろしたりするところのヤードの確保であったりとか、作業の状況を確定するために、面積だけではなく、例えばいろんなものがあつたりする部分の高さ、どういうものがあるかみた

いなことをドローンで測量したところでした。これを基に、これからどういう形で撤去をしていくかっていうことをこれから決めていくというような段階になりますので、そこは確定していた中で、今度はやり方であったりとか中身であったりとかって、これは確定をしてきて、今度はじゃあ撤去費が幾らぐらいになってくるかっていうような流れになっていくようになると思います。以上です。

○井川委員長

油本委員。

○油本委員

それはいつ頃完成の予定ですか、お伺いします。

○井川委員長

三谷室長。

○三谷室長

環境エネルギー課、三谷です。実施設計については、来年の3月が一応工期にはしています。中身についてはそこで確定をするようになります。

○井川委員長

油本委員。

○油本委員

3月確定とおっしゃいました。ということは、撤去するにはこれだけ必要ですっていうことが3月に分かるということだと理解をさせていただきます。それでよろしいですね。

○井川委員長

三谷室長。

○三谷室長

環境エネルギー課、三谷です。実施設計の中で、当然、撤去費がどれぐらいになるかっていうことも出てくると思います。

○井川委員長

油本委員。

○油本委員

同時並行で今、進んでいるわけでございますけど、言葉、ちょっと遠慮なしに言えば、ダブルスタンダードといいますか、こういった解体撤去費用7,500万円を使いながら、撤去費用が合計幾らになるか算出しながら、片や、9基全て無料、無料というか無償譲渡もいろいろ進んでおります。無償譲渡が決定する可能性があるのは、とにかく今年度末までには、それをやるかやらないか、無償譲渡に踏み切るか踏み切らないか、その最終的な審査会をされるということですが、これ、今伺ったことを参考にさせていただくならば、その解体撤去費用が管財に出る前に、これは無償譲渡に踏み切られる可能性も、これ否定できないと思うんですが、その辺はいかがですか。

○井川委員長

三谷室長。

○三谷室長

今の町の方針としては、今現在は町営、間違いなく町営です。これをしっかり撤去していくっていうのは町の責任ですので、撤去費を今見込んどると。譲渡については、しっかり譲渡の提案が出てくるかどうかで最終判断をするということになりますので、今の町の基本としては撤去に、令和8年3月に間に合うような形で今、撤去のスケジュールを進めていると。そこに同時並行で今、譲渡の検討が一緒に進んでいるというふうになると思います。撤去費と譲渡を比較するというのではなくって、基本は撤去をする、ただし、譲渡ができるような形になれば、譲渡をするということになると思います。以

上です。

○井川委員長

油本委員。

○油本委員

じゃ、次、質問に行きます。解体撤去費用、ファンドしていちゃいます令和5年度末の決算書を見ると10億8,000万円、さらに、今回の令和6年度の予算書を見れば、さらに1億円のプラス、すなわち約13億円近く、合計なれば、それがファンドされることになるんですが、従来から言われております1基当たり1億円かかるんだよというその根拠、どこから来ているのか。こう言っちゃなんですが、三谷室長と一緒に前回、視察に行かせていただいたそのエリアの方に話を伺えば、私ども103.5メートルしかございませんのに、向こう、見せていただいたところは146.5メートル、その方おっしゃるには、147メートルとおっしゃいますし、さらにその地下には、その躯体が2メートルあり、その下に20メートルという基礎のくいがあります。本町の場合は、基礎くいは撤去せずにそのまま置いとく、しかし、前回に行ったところは基礎も含めてほぼ何らかの、あれば残す可能性もあるが、本来、全部撤去もするにもかかわらず、1基当たり5,000万円しか見てない。なぜ、うちが1億円、それが見ることになっているのか、ちょっとその理由を伺いたいと思います。

○井川委員長

三谷室長。

○三谷室長

撤去費については、言われるとおり、いろんな見方があると思います。1基当たり1億円というのは、本当に概算というところで、何か根拠があって積み上げたものっていうところではないです。基本設計等を通していく中で、撤去費に大きく絡むものが3つあると思ってます。まず、撤去自体のその事業費というものがまず1つ。あとは、風車っていうものは、ほとんどが鉄であったりとか、FRPであったりというものがあるので、これを引取りをしてもらう、売却をするような形を取るような形が多いです。そうすると、撤去事業費っていうのは、かなり変わってくるように思います。あと、もう1つは、基礎ぐいですね。北栄町であれば、二十六、七メートルのものがそれぞれ埋まっていますけども、それをどこまで撤去するかによって大きく事業費は変わってくると思います。基本的には、きれいな形にするっていうことだとは思いますが、取ってしまうことで周りへの影響があったりっていうことで、幾らか残したりっていう事例も今までありますので、ちょっとその辺を参考にしながら、これからそこを決めていくことによって撤去費はかなり変わりはあるかなとは思っています。以上です。

○井川委員長

油本委員。

○油本委員

確認させてください、最後にします。初めに言いました、撤去、1基当たり1億円というふうには伺ってるんですが、それはじゃあかなり、上下と言いませんが、かなりそれは変わる可能性を十分秘めているというふうな解釈でよろしゅうございますね。

○井川委員長

三谷室長。

○三谷室長

具体的に今、数字があるわけではないので、はっきりは言えませんが、まだどちらとも分からないかなとは思っています。そこはしっかり検討しないといけない部分かなとは思っています。

○井川委員長

この件について、皆さんのほうで。

阪本委員。

○阪本委員

今の撤去費用についてね、これだけ諸物価が上がって、資材費も上がって、かなり高くなっとなという感じでおったんですよ。ところが、一緒に青森、岩手に行ったときにね、撤去費用は5,000万円で大丈夫だと言っておりました、両方ともね、聞いておられたように。ということは、もっと安くなるんでないかっていう思いがあるんですよ、やり方によって。そこらっちゅうのもね、やっぱり十分に検討してやっていただきたいと思います。

○井川委員長

三谷室長。

○三谷室長

当然、事業費を低くするということは、当然、検討していきますし、ただ、あと、やっぱり安全に工事を終わらせるっていうこともありますので、風車の周り、いろんな環境が違います。そこをしっかりと検討しながら、確かな形で一番安くというふうな形で検討していきたいと思います。

○井川委員長

そのほかありますか。

ないようですので、以上で所管調査を終了いたします。

暫時休憩をいたします。再開は、10時20分再開とします。

(10:07)【中原地域整備課長、前田健康推進課長、中原農業委員会事務局長

環境エネルギー課地域エネルギー推進室 三谷室長 退室】

(10:07～10:20)【休憩】

(10:20)【永田観光交流課長 入室】

(2) 付託議案の審査

ア 議案第101号 北栄町道の駅ほうじょうの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について(産業振興課)

○井川委員長

それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

続きまして、審査事項の2番、付議議案の審査でございます。本定例会におきまして、民生経済常任委員会に付託されました議案は2件でございます。また、付託された陳情は1件でございます。

審査につきましては、お手元の日程に従って行います。

それでは、2番の付託議案の審査に入ります。

審査の手順でございますが、まず、議案についての質疑を行い、執行部退席後、採決に入りたいと思います。

それでは、これより各議案に対する質疑を行います。

議案第101号、北栄町道の駅ほうじょうの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

質疑のある方は、お願いいたします。

前田委員。

○前田委員

議案書の7ページにある第9条の2の(3)なんですけど、暴力団員によるっていうところなんですけど、暴力団員、「等」とかね、何かそういうのがよく、こういうのだったら

つくと思うんですけど、反社会勢力とか。暴力団員っていうふうにだけうたっているのが、どうなのかなっていうのがあって、そこら辺の質問です。

○井川委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

お答えいたします。この文言につきましては、委員がおっしゃられるように、反社会的勢力であるとかという表現もあったりします。他地域の条例等も見ながら検討する中で、反社会的暴力の構成員っていうのは、すごく曖昧なところがあって、暴力団員っていうことであれば、これは指定とかいうことがあったりするんですけども、明確ということがある中で、書き方っていういろいろあるんですけども、ある意味分かりやすいというか、判別しやすいという意味で記載をしております。以上です。

○前田委員

分かりました。大丈夫です。

○井川委員長

そのほかありますでしょうか。

副委員長、いいですか。

○津川副委員長

井川委員長。

○井川委員長

ちょっと何点かお伺いいたします。まず、この条例については、附則にありますように、北栄町北条海浜広場の設置及び管理に関する条例を廃止して、この条例をつくるということなんですけどね、そこでちょっとお聞きしたいのが、例えば8ページの利用料金なんですけど、といいますか、いわゆる、オートキャンプ場の利用料金で、別表1でオートキャンプ場とかキャンプ場とかの利用料金書いてあるんですけども、以前の北条海浜公園の設置の条例では、いわゆる備品の使用料というのもあったんですけども、今回それが明記してないのは、もう備品等は貸し出さないっていうことで理解してよろしいでしょうか。

○津川副委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

お答えいたします。委員おっしゃるとおり、これまで備品等にも記載が、条例のほうに記載をしてありました。備品もすごい多岐にわたるということで、まず条例という中で、条例は基本的な条項、趣旨、狙い、大まかなものを定めるという中で、備品については、今回、記載をしていないところであります。なら、備品を貸し出さないかということでありますけども、備品の貸出しは、これまでどおり必要なものは常備しておりますので、貸出しを行う。その料金につきましては、また利用規定等の中で定めるということで、まずは大枠のキャンプ場の、例えばその施設のオートサイトでありますとか、大枠の部分をこの条例の中で上限ということで、8ページの利用料金、第11条の2項に書いてありますけども、上限ということで定めております。これが確定の金額ではなくて、上限でありますので、指定管理者がそれを上回らない範囲で金額を定めることができるというものであります。以上です。

○津川副委員長

井川委員長。

○井川委員長

じゃ、ちょっと次、行きます。9ページの第16条なんですけど、読替えてね、例えば、第1項第1号及び第2号のところに、いわゆる指定管理者とあるのは町長と読み替えると、

第2号には、指定管理者があらかじめ町長の承認を得てというのは、町長はと読み替えるとあるんですけども、そこで、8ページの第12条、いわゆる利用料金の収受について、これについての指定管理者と町長とのすみ分けはしてないんですけどもね。これはどういう格好に、例えば、いわゆる指定管理者が指定を取消しになった場合、この利用料金の収受の関係は、どういう条文になるのか教えてください。

○津川副委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

読替えがあるパターンといいますのは、それこそ指定管理者が運営ができない場合の読替えであります。12条の読み方につきましては、あくまでも町の施設でありますので、町長は、ということで定めてあるものであって、ここにつきましては、収受は町の施設ということで、町長と、町に入るものということで、記載の考え方としては書かせていただいております。以上です。

○津川副委員長

井川委員長。

○井川委員長

町に入るんですけどもね、ここで、いわゆる町長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として、収受させるものとするところとあるんですけども、この指定管理者がいわゆる取消しになった場合ね、ここの読み方っていうのは、このままでいいんですか。

○津川副委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

おっしゃられるのは、ちょっと明確にしたいところもあるんですけども、指定管理者が運営できない場合に、町が読み替え条文では、替わってということで、町長がという書き方にしとるところで、12条では、このままで町が成り代わって、指定管理者が運営できない状況にあって、町長が収受するものっていうのが成り立たないのではないかということの意味で言われているということですのでよろしいですか。

○津川副委員長

反問権を許します。

井川委員長。

○井川委員長

そのとおりです。

○津川副委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

今の御指摘につきましては、条文上ではなかなかちょっと読み取りにくいかなとは思いますが、実際に指定管理者が運営できない場合っていうのは、町のほうが運営を行って、町が収受するというものでありますので、考え方としては、言わせていただいたとおりでありますけども、文言として成り立つかということになれば、考え方としては、言わせてもらったとおりの中での考え方で記載はさせていただいております。

○津川副委員長

井川委員長。

○井川委員長

よく分かりませんが、これで成り立つのであればいいですけども、後々何か問題があったらね、これおかしいじゃないのということがないようにしていただきたいというふうに思います。

○津川副委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

井川委員長の言われる意味はよく分かりました。考え方としては、なかなかちょっとかみ合わない部分があるかと思うんですけども、運営に当たって、困ることがないように、もしこれが不具合があるということであれば、運営の中でまた検討させていただきたいというふうに思います。以上です。

○津川副委員長

井川委員長。

○井川委員長

じゃ、もう1点だけ。いわゆる、利用者が物を、いわゆる施設の物を壊したときのね、損害賠償の関係なんですけども、そのことがこの条文にあるのかどうかっていうのは、いわゆる廃止になる北条海浜公園の条例については、利用者が故意または過失により海浜広場の施設及び貸し出した備品を破損し、または汚損したときは、これを原状に回復し、または、それによって生じた損害を賠償しなければならないという文言があるんですけども、これにはそういう、いわゆる損害賠償の文言というのはいないんですけどもね、これはこれでいいんですか。

○津川副委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

条例のほうでは、細かい記載というのはしておりませんけども、この条例に附帯して規則のほうも作成をするようにしております。その中で、損害賠償等に当たっての料金収受でありますとか、その辺の細目について記載はしていくということで考えております。

○津川副委員長

井川委員長。

○井川委員長

じゃあ、よろしくをお願いします。いわゆる、物を壊しとったけど、いわゆるその損害賠償のことは何もないとなったら困りますんで、そのことだけはよろしく願いいたします。以上、終わります。

○津川副委員長

では、代わります。

○井川委員長

そのほかありますでしょうか。

では、質疑がないようですので、以上で本案に対する質疑を終わります。

イ 議案第102号 指定管理者の指定について(観光施設)(観光交流課)

○井川委員長

次に、議案第102号、指定管理者の指定について(観光施設)の質疑を行います。

質疑のある方はお願いいたします。

津川委員。

○津川副委員長

ちょっと確認だけさせてください。チュウブさんが引き続き請けなるんですけど、これ5年の見直しの中で、再度、たんびたんび入札をしてもらって、あれ指定ですかね、随意契約じゃなかったですかいね、どっちだったですかいね。

○井川委員長

永田課長。

○永田観光交流課長

都度都度というのが、今回5年間で、このたびの、次の令和7年4月からの5年間でやっておりますが、利用料金については、都度都度協議に上げていただいて、変更契約なりをさせていただいておるところでございます。入札とかは行っておりません。

○井川委員長

津川委員。

○津川副委員長

指定管理者の決定、対象については、では、引き続きチュウブさんですよっていう前提があつてされたのか、あるいは、他者の公募を受けて、その中でチュウブに決まったのかということを、そういう質問です。

○井川委員長

永田課長。

○永田観光交流課長

すみません、誤解しておりました。今回に関しましては、これまでと同様に公募をかけて、一定期間の公募期間を設けて、その中で手を挙げてこられたのがチュウブさん1者だったということでございます。失礼しました。

○井川委員長

よろしいですか。

そのほかありますでしょうか。

秋山委員。

○秋山委員

秋山です。指定管理料なんですけども、今までの5年間、ちょっと資料として出てるのか、確認できないんですけども、今までの5年間とこれからの5年間の指定管理料というのは、違いがあるかっていうか、どうなのか、比べるのに1年、1年がいいのか、5年間、5年間がいいのか、ちょっと分かりませんけども。

○井川委員長

永田課長。

○永田観光交流課長

指定管理料につきましては、このたび、お手元の議案の中にもありますけれども、これまでの、今年度までの5年間の中からオートキャンプ場が今回抜けております。オートキャンプ場の部分につきましては、指定管理料の算出をするに当たりまして、結局、オートキャンプ場を含めた4施設の中で、オートキャンプ場だけが、具体的に言いますと、収益がかなり多く上がっておりまして、その収益の中で、これまで指定管理者が運営をされておられました。その辺り、今回オートキャンプ場が抜けるわけですので、その収益分というのも加味して、指定管理料というのを改めて町のほうで設定をさせていただいております。指定管理料につきましては、年額で幾らというもので、今回提案させていただいておりますのが、5年間で1億1,200万円ということになりますので、これを単純に年計算で割りますと、2,240万円が1年間の指定管理料になりますので、これをオートキャンプ場は今回除きますから、その3施設で運営するに当たって回していただくという考えで組ませていただいております。

○井川委員長

秋山委員。

○秋山委員

秋山ですけども、今までの5年間は総額、年間では幾らなんですか。

○井川委員長

永田課長。

○永田観光交流課長

令和2年度からのこの5年間で、3回ほどちょっと指定管理料に変更が生じております。ですので、直近のものでいきますと、令和5年の3月末に変更協定を結んでおります。その額でいきますと、年額が1,757万3,000円となっております。

○井川委員長

秋山委員。

○秋山委員

その指定管理料を見るときに、内訳の計算みたいなのは、内訳ってというのは、町のほうで計算したり、それから指定管理者のチュウブさんが計算したものっていうのは、あるんですか、数字は持っておられるわけですか。

○井川委員長

永田課長。

○永田観光交流課長

数字のほうは、こちらのほうでも持っております。

○井川委員長

秋山委員。

○秋山委員

民間企業なんで、数字出せるかどうかはちょっと別に置いて、人件費はどうなんですか。横ばいなんですか、それとも年々上がるような計算になってるんですか。

○井川委員長

永田課長。

○永田観光交流課長

これにつきましても、一応、年々上がる前提というところと、それから、直近のところでも、人件費の高騰というのはいくらありますので、改めて大卒者の平均額の上昇率といったところも加味させていただいて、算出をさせていただいております。

○井川委員長

秋山委員。

○秋山委員

今ちょっと後半のほう、ちょっと根拠というか、上がるのを説明されたんですけども、何というかな、要するに、職員さんというか、従業員さんの給料っていうのは、どういう計算でどう上がるかっていうところは説明できますかね。できるんでしょうかね、民間企業なんだけど。ちょっと追加でいいですか。

○井川委員長

秋山委員。

○秋山委員

そういうところが、どの程度示せるかどうか分らないんですけども、最低賃金の上がり具合だとか、最低賃金との兼ね合いとかは、どう見ておられるのかっていうのを聞きたいんですけどね。チュウブさんが出された人件費に関わるものについて、町がその金額は適当であるかどうかを判断されるときに、最低賃金っていうのはどのように利用されてるっていうか、判断されてるかっていうのを聞きたいんですけど。

○井川委員長

永田課長。

○永田観光交流課長

最低賃金のところも含めて、事前に、現在の事業者であるチュウブさんからも人件費に係る経費の部分もやはり資料を頂いておりますし、そこを、頂いたものを含めて町の

ほうでも、今おっしゃったような最低賃金であるとか、先ほど申し上げたような上昇率なども加味して判断はさせていただいております。

○井川委員長

秋山委員。

○秋山委員

別に最低賃金で設定してくださいって言うようなことを言ってるわけではないので、その辺のところは押さえておいてほしいんですけど、もう1つお聞きしたいのは、指定管理に出されてこうやって区切りの5年となったわけですけども、指定管理に対して1年後とか5年単位で、この事業評価、町が期待していた指定管理に対する、チュウブさんが指定管理として行ってもらったものについては、どのように評価されてるか。

○井川委員長

永田課長。

○永田観光交流課長

1年度ごとに、毎年度終わった後に、翌年度に入ってますけれども、指定管理者からの報告会というのは担当課のほうで受けております。そこには町長も同席させていただいて、指定管理者の1年間の事業というのをきちんと報告をいただいております。その中で、適切に、指定管理料に対する事業の執行状況というのも確認させていただいて、おおむね問題はないという判断で評価をさせていただいております。

○井川委員長

秋山委員。

○秋山委員

その指定管理のその評価は、昨年でもいいですし、この回の5年間でもいいんですけども、その評価を、いい点とか悪い点だとか、その評価を議員だとか町民はどこかで見ることはできるんですかね。ホームページだとか議会に対する報告だとか町報なんかで町民に対する広報というか、そういうものは今はあるんですか、ないんですか。される予定は。

○井川委員長

永田課長。

○永田観光交流課長

今のところそういった格好での、ホームページだとかっていうことで、町報だとかっていうことでの、取り立てての告知広報っていうのは行っておりませんけれども、当然、住民さんからの開示なりを求められれば、そこはお示しはできると思います。

○井川委員長

秋山委員。

○秋山委員

最後ですけども、今までの指定管理の町が期待してるレベルに比べて、どういう点がよかったのか、どういう点が期待にそぐわなかったのか、その辺はどのように、1年とかこの5年間で評価されたんですか。

○井川委員長

永田課長。

○永田観光交流課長

私の中では、あまり至らなかったというところは、正直、そこまで思っていないんですけども、よかった点としましては、今の株式会社チュウブさんでありますと、やはり委員さんも御存じだと思いますが、やっぱり芝の管理が非常にたけた事業者さんでもありますので、指定管理施設も芝をたくさん使っている施設がございます。そういったところの管理に関しては、非常に専門的な知見で適切な管理をしていただけてるなという

ところは評価するところでございますし、あと、施設が今年度までは4施設、来年度からは3施設ですけれども、その複数の施設の中で、収益構造なども、先ほども説明しましたように、これまでオートキャンプ場がありましてかなり収益を上げておりましたけれども、そういったものの収益構造の中で、適切に必要な経費を捻出していただいて管理をいただけてる点、それから、あと、定期的といいますか、役場のほうとも、担当のほうとも非常に密に連絡を取っていただいておりますので、施設管理の中で、例えば、不備があったり、ここが壊れたとか、そういったところの現状なども逐一御報告いただけてますので、それによってこちらも適切に予算執行して、じゃあ、補正予算を上げて修繕をしようとか、そういったことの対応もできておりますので、そういったところの迅速な対応というところは、評価をしておるところでございます。

○秋山委員

以上です。

○井川委員長

そのほかありますでしょうか。

ないようですので、以上で質疑を終わります。

では、以上をもちまして付託されました議案の質疑を終わります。

執行部の皆さんは退席していただいて結構でございます。どうも御苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。

(10：45)【清水産業振興課長、永田観光交流課長 退室】

(10：45～10：46)【休憩】

討論・採決

○井川委員長

それでは、休憩前に引き続いて再開をいたします。

それでは、ただいまより討論、採決に入ります。

初めに、議案第101号、北栄町道の駅ほうじょうの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論はございますでしょうか。(「なし」と呼ぶ者あり) ないようですので、採決を行います。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井川委員長

では、異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第102号、指定管理者の指定について(観光施設)の討論はございますでしょうか。(「なし」と呼ぶ者あり)

討論がありませんので、採決を行います。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井川委員長

御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、付託されました2議案の審査は終了いたします。

委員会報告につきましては、どのようにまとめさせていただきますでしょうか。(「委員長一任」と呼ぶ者あり)

では、委員長一任でよろしいでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議ございませんので、そのようにさせていただきます。

（３）陳情の審査

〔陳情第９号〕現存風力発電所の民間会社への譲渡及び運転延長について意見書提出の陳情

○井川委員長

それでは、審査事項の３、陳情の審査に入ります。令和６年度陳情第９号、現存風力発電所の民間会社への譲渡及び運転延長について意見書提出の陳情が出ております。この件に関しましては、皆さん、既に読んでおられると思いますので、皆さんの御意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

津川委員。

○津川副委員長

不採択の意見で発言します。本陳情につきましては、現在、既存の９基の風車の譲渡をしないということでありまして、既に民間企業からの申出を受けて、町が譲渡するに値するかどうか、今、審査中ですので、私は、町の決定に従うことが私にとってはベターだというふうに思っておりますので、そういう意味で、本陳情につきましては不採択です。

○井川委員長

そのほか、委員さんのほうで。

油本委員。

○油本委員

私は、これ採択の立場で考えております。といいますのは、陳情文書にも触れておられますけれども、この６から９号機というのは、民家に近こうございますし、特に７号機、８号機といいますのは、生活道路がすぐ下を通っており、非常に、言ってみれば危ない状態、危険な状態というのが見てとることができると思います。さっきの視察でも行きましたように、例えば岩手県では、住居から１キロ以内のところには、よほどそういったものは、建てることは遠慮すべきじゃないかということで、レッドゾーンということをしてらっしゃいますし、野辺地に関しましては、野辺地陸奥湾風力発電所、ここに建てておられます風車の、その１４７メートル離れたところよりも遠くに幹線道路が走るように、つまり、倒壊の危機を回避できる範囲のところには、これをつけてらっしゃらないということが見てとれました。

山陰道、新しくできます分と、この１号機から９号機までの距離のほか、いろいろ考えますに、耐用年数が終わったこの風車、万一の場合のことを考えまして、どの距離も、各風車と山陰道とのどの距離も、この最高到達点である現在の１０３．５メートルよりも短いというふうにこれ証言ございましたので、新しくできる山陰道との兼ね合いもございますし、住民の皆さんが生活しておられる環境もありますので、特にこの地元の方から上がっております６号機から９号機、これは譲渡ということ、ちょっと考え方を排除していただいて、できれば令和７年度をもって事業をやめて、速やかに町において撤去していただきたいということに私は賛成でございます。以上です。

○井川委員長

そのほか、委員さんのほうで御意見をお伺いいたしたいと思います。

阪本委員。

○阪本委員

私も、ただいま油本委員がいろいろ意見を言われ、私も同じ思いでございます。賛成です。

○井川委員長

ありがとうございました。

秋山委員。

○秋山委員

不採択で。幾つか意見があるとは思いますが、例えば、健康被害とかっていうのがありますけども、そういう、正式に医療機関だとか町に申せられた健康被害っていうのは確認することではなく、また景観が悪くなるっていうか、悪いっていうのがあるんですけども、風車がある風景が北栄町を代表する風景だという見方も一方ではあるわけで、その景観が一概に悪くなるというふうにも思っていないですし、それから、この件については譲渡を含めて、その専門家で譲渡するかどうかの検討をされてる最中ですので、その結果を待つこともできるわけで、ここで採択する必要はないと思います。以上です。

○井川委員長

分かりました。

そのほか。

町田委員。

○町田委員

私は健康被害の件もありますし、一番心配なのは、やはり山陰道からの距離が短い、もうその距離がすごく気になっていますので、採択したいと思います。

○井川委員長

前田委員。

○前田委員

私は、何点かありますけども、まず、陳情者の方の、言っとられる方、一個人として出されておられるんですけども、私も同じ中北条地区ということで何人かにお聞きをしました。20年前に建ったときとは大分皆さんの感情が変わったなっていうのがまず第一印象です。というのが、まず私の周り聞いた中、あと20年間の中では誰一人、健康被害を私に言ってこられた方はおられません。あと音が気になるっていう方はやっぱり何人かはおられます。風向きによっては、それこそ国坂と、私の家でさえ聞こえるぐらいですから、もう2キロぐらい離れてても当然のように聞こえますので、音が気になるなという方はかなりおられます。西新田場、松神、江比浜、結構そういう方もおられますけども、あと、やっぱり農作業しておられる方はやっぱり気になる、あと、通られる西新田場の方や東新田場、道路通られる方は、やっぱり氷が気になるねっていう方はかなりおられました。その中で、なら氷が気になるとは言われたんですけども、被害が実際その方にはないものですから、そのくらい、どうもその方も周りから聞いて氷が気になるねっていうことを言っとられました。

そうしますと、あとは一番、陳情書の一番最後に書いてあるように、少なくとも影響の大きい6号機から9号機についてとありますけども、この案はもう既にあり得ないということになっておりますので、最初、私たちもいいでないかって言ったのは、1、2、3、4、5、6号機ぐらいまでは残して、7、8、9号機を撤去するんだったらいろいろ考えてみたらみたいなことで行政のほうとも話し合っ、民間譲渡に向けて研究していったらっていうことでしてましたけども、途中からは1基でも減らすと変電所を造らないといけなくて、その変電所が中国電力、民間が建てることができない、中国電力が建てないといけなくて、中国電力の言い値で変電所を建てないといけなくて、それがどうも幾らぐらいするんですかとお聞きしたら、全く分かりません。2億円と言われりゃ2億円、3億円と言われれば3億円、やっぱりそれだけの金額を払って変電所を造る場合に9号機、8号機、7号機を撤去してっていうことは、もうちょっと現実的にあり得ないということですので、6、7、8、9号機を責任を持って解体撤去というのは、全部する

か、もう全部譲渡するか二択のどちらかっていうことを考えました。そのときに、先ほど油本委員からもありましたけども、まず北栄町が撤去するとなると、1基、1億数千万円、十何億円、我々が青森県に行ったときに、えっ、1基5,000万円ですかと。北栄町よりも大きな風車が1基5,000万円の解体費用、これはもう青森県全体でそういう認識だということですので、まず間違いはないだと思います。

さらに、もう一つ言えば、三陽合繊跡地のことを思い出しました。三陽合繊跡地の解体撤去、町が解体撤去すると、アスベスト等の関係もありますけども、2億数千万円、約3億円近くかかるっていうことでしたけども、実はあそこを一度購入を考えとられる業者さんが見積りを取った場合、民間ですね、民間の業者さんが見積りを取った場合、3,000万円から4,000万円だということでした。もうこんだけ、当然、議員ですので、民間と役場というか、行政がやる金額の差はこれだけあるんだということは分かってましたけども、今回、風車で風力発電の解体撤去1基5,000万円っていうのはちょっと衝撃を受けまして、北栄町が撤去する場合十数億円かけるんだったら、どちらかという民間の方に買っていて、1基5,000万円とか4,000万円とか幾らになるか分かりませんが、撤去していただいたほうが町民のためじゃないかなと思いました。

それと先ほどの、元に戻りますけども、大分お聞きしたんですが、その風車どうか、風車、撤去したほうがいいですか、残っていいですかって言ったら、私の周りではもうずっとこの景色なので、残っても残ってなくてもどっちでもいいっていう意見が大半なんですね。この陳情者の方が言っておられるように、どれだけの方が、その地域の方が反対しておられるのかっていうのが全く分からない。いわゆる私の聞く範囲では反対の方はいない、いなかったんですね。実際、磯江さん、反対しておられますけえ、僕も何回もお話ししておりますし、ほかの方も数人はおられますけども、こんだけ反対の方って少ないんだと思うぐらい反対しておられないという現実があります。町の財政、地元の方の意見等を勘案したときに、今、民間と行政という、そういう譲渡に向けていろいろ協議をしておられるときに、議会として反対ですかは、私はちょっとよう言わないっていう結論に至りましたので、今回は不採択、不採択でいきたいと思います。以上です。

○井川委員長

ありがとうございました。

皆さんからいろんな意見を言ってもらいましたけども、そのほかまだ言っておきたいということがありましたらお願いをいたします。

では、ないようですので、ここで決を採らせていただいてよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

では、採決を行います。この陳情につきまして、採択をすべきことということに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手(3名)〕

○井川委員長

3名ですね。

では、不採択の方挙手をお願いします。

〔賛成者挙手(3名)〕

○井川委員長

ありがとうございました。3名ということで、どちらも過半数に達してませんので、では、私のほうでちょっと意見を述べさせてもらってですけども、私もこの陳情を見たときに、いわゆる以前ありました6号機から9号機、これについては、私もやはり集落等がありますので、本当にここは撤去したほうがいいんじゃないかなというふうな思いでおりました。やはりその住民の方が本当に心配されておる、また、そういう近くに道路

もあるということでありまして、また山陰道もできるということで、それが万が一倒れたときにはどうなるんだらあかというふうな心配もいたしました。しかし、先ほど前田委員も言われましたけれども、いわゆるこの6から9号機というだけを、じゃあ、いわゆる撤去というのにはならないだろうと、今の町道の関係ありましたし、また、いわゆるその周辺の集落の方に話を聞きましても、実際そんなに今どうだこうだと言われる方がありませんでした、これは。ずっとあってもいいんじゃないのという方もおられました、これは聞いたときに。そう考えたときに、本当にこれ悩んだんですけども、この陳情を受けるかどうかということで、実際その地元の方がそこまで思っられるんだったら、いわゆる今まで風車というものも北栄町のいわゆるシンボルマークになっておったことも考えると、やはり続けてもいいんじゃないかなということにちょっと考えがだんだんと変わってきたなということで、最終的に私はこの案については不採択ということにさせていただきますと思います。以上です。

そういたしますと、この陳情第9号、現存風力発電所の民間会社への譲渡および運転延長について意見書提出の陳情については、この委員会では不採択とさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。（「委員会意見」と呼ぶ者あり）

では、委員会意見についてはどのように書かせていただきましょうか。

ちょっと暫時休憩します。

（11：05～11：14）【休憩】

○井川委員長

再開いたします。

それでは、（委員会）意見についてでございますけども、（委員会）意見として、「現在、北条砂丘風力発電所は民間事業者への譲渡についての審査が継続中であり、その結果を待つ必要があるため」とさせていただきますんですけども、どうでしょうか。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

では、このように（委員会）意見を出させていただきます。以上で審査を終わります。

4 協議事項

（1）3月定例会の調査項目について

○井川委員長

次、では、4番目の協議事項に入らせていただきます。3月定例会の調査項目についてですけども、これはどうですかね。

手嶋局長。

○手嶋局長

そういたしますと、3月の定例会の調査項目についてでございます。今回も12月の定例会におきましては事前に通告をいただきまして、各課に上がっていただいて説明を受けたところでございます。3月についてもいかがされるかということをお確認したくここに項目として上げさせていただいているところでございます。以上です。

○井川委員長

3月の定例会につきましてのいわゆる所管事項調査につきましては、また今回と同じように事前にそれぞれ担当課のほうに来て説明を受けたい場合には、事前に私、または事務局のほうに申し出ていただいてさせていただきたいというふうに思います。担当課のほうもそれぞれ準備がありますので、2月、遅くとも2月末までには、いわゆる担当課と調査項目について出していただきますようによろしくお願いいたします。これでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

(2) 調査報告書について

○井川委員長

では、続きまして調査報告書についてということで、10月に行きました行政視察につきましての報告書を、皆様方の意見等いただきながら作成させていただきました。一応事前に一旦見ていただいて、修正するところなりを修正いたしまして今回お手元のほうに出させていただきます。これにつきましてまたここをこういうふうに直したほうがいいのかということがありましたら、また皆様方の御意見をいただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

津川委員。

○津川副委員長

一番最後のページの提言のまず(2)のことです。先ほど来出てますけど、風車の解体費が1基5,000万円だというふうに聞いてきたということで、この最後、見直しが必要ではないかっていうのは、何を見直すっていうことなんでしょうか。解体作業そのものを見直すのか、解体費を見直すのか、ちょっとこの辺が明確じゃないし、提言なんでちょっと委員会と一致した意見としてやっぱり出したほうがいいと思うし、ちょっとここんところの意味が分かんないので、どなたか。

○井川委員長

いいですか。

○津川副委員長

井川委員長。

○井川委員長

一応この分につきましては、ずっと出ております、いわゆる青森県のほうでは、野辺地町のほうでは1基当たり5,000万円程度と見られておるということですし、本町の場合は一応1億円を見込んであるということで、この見直しが必要じゃないかという視点は解体費用の見直しが、経費の見直しが必要ではないかという意味で書かせていただきました。

津川委員。

○津川副委員長

先ほどありました撤去事業委託料8,800万円で、見積りを今、取っとるわけですね。撤去事業をどがにするかっちゃうのは今、見積り取っとるんで、これから出るですね、撤去費が、幾らかかるかっていうのは。そういうことじゃないの。

○井川委員長

油本委員。

○油本委員

やはり私の理解では、年度当初にそういった解体設計のための費用を8,800万円、今やらないと間に合わないからということで、どうしてもと執行部が言いましたから、本当かと思いながら、言っちゃああれですけども、我々が予算を決したわけです。実際、既にもう7,500万円で事業が執行されていて、その結果待ちである。その結果によって実際に幾ら上がってくるか、私は先ほど質問したのは、その成果はまだですかということ質問したわけです。ですから、おのずからそれによって、東洋設計さんがされるわけですけどもね、東洋設計さん1社でも一応の判断にはなるんですけども、それによって幾らか値段が上がってくるのが、もうすぐ出てくるのかなという段階であると私は今、理解はしております、今んところ。

○井川委員長

津川委員。

○津川副委員長

ですから、この書き方がね、風車の解体費用の見直してというふうにはしか読めないんだけど、既に8,800万円の予算を組んで、撤去費が幾らかかるかを事前に調査して、これから結果待ちって意味でしょ。見直して何を見直すんですかってこと。解体撤去費は委託して、今、何円になるかを計算してもらったとるっちゅう段階でしょう。それなのに見直しが必要ってところがちょっと理解できないってことを言ってるんで。

○井川委員長

油本委員。

○油本委員

いわゆる見直しといいますのは、従来、1基1億円と言われとった部分が、いざ向こうに行ってみたら1基5,000万円であったと。であるから、こういった部分、そういった解体費の必要、解体費は1基幾らあたりが必要になるのか町としてもう一回見直す必要があるんじゃないかということで、これは記載してあると私は理解しております。

○井川委員長

津川委員。

○津川副委員長

ですから、既にもう委託して、幾らかかるかを調査してるんだから、その結果が出てきてそれが高いか安いかを判断するんであって、だから今の段階で解体撤去費を見直すっていうのが、解体費が出てないのに見直すっていうのはちょっと意味が分かんないってことですわ。

○井川委員長

油本委員。

○油本委員

見直しといいますのは、ですから従来から1基1億円と言われていたどこに根拠があるのかちょっと不明な、そういった金額を、解体撤去費に関する金額を、見直す必要があるんじゃないかということでここに記載されていると私は理解しております。

○井川委員長

前田委員。

○前田委員

津川副委員長が言われるようにまだ金額が出てない、正式に出てない状態で見直せっていうのはおかしいじゃないかということなので、あくまで先ほど三谷室長も言われてたみたいに、この金額は見積り取ったのじゃなくて、今まで言われてきた金額を想定しとるだけの金額っていうことだったので、そういう地形で見直すにしても1億円っていう想定で動くんじゃないくて、何かもう少し下げたところでちゃんとそういう想定の下、動きなさいみたいな何かにしたほうがいいんじゃないかっていうことですね。金額出てないのに見直しも何もないっていうのは、言われることはよく分かるんですね。言葉が難しい。

○秋山委員

秋山です。語句を変えたらいいんじゃないですかね。想定し、風車の撤去費用を精査、精査という言葉で、精査する必要があるとか、精査する必要があるんじゃないとか。精査だったら前でも後でも出ちゃったとしてもいいんじゃないかなと思うけど。

○井川委員長

ちょっともう一度、もう一度言ってもらって。

○秋山委員

場合も想定し、見直しがっていうところで、そこんところを、風車の解体撤去費用を精査する必要があるのではないか。ある、あるで止めるのか……。

○井川委員長

今言われたのは5番、(2)の一番下の部分の、想定し、風車の解体撤去費用を精査する必要があるのではないかと。

津川委員どうでしょうか。

○津川副委員長

はい、いいです。

○井川委員長

じゃあ、そこはそうように変えさせていただいてよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）修正させていただきます。

そのほか。

○前田委員

一ついいですか。

○井川委員長

前田委員。

○前田委員

ちょっと書かせてもらっとるですけど、2ページ目の岩手県庁、3番の岩手県庁の中の地域裨益協定の手引きを作成してあるんですけども、もう少し地域裨益協定っていうもの自体がこれだけ書いても何も分からないので、例えば書かせてもらったみたい、に、県と自治体が直接協定を結んでどういうふうに地域に還元する仕組みをつくっておられるっていうことなので、ここにだから県と自治体がそういう協定を結んどるみたいな書き方のほうが、地域裨益協定とは何ぞやとかなるんじゃないかなと思っていてね。それを鳥取県まだやってないので、鳥取県も北栄町もちょっとそういうことを考えてみたらということを述べさせてもらったんですけど、やっぱり県と各自治体が結んどるっていう、そういう協定を結んでるっていうところを何か入れたらいいのかなと思いました。

今、自分のがないので、ちょっと……。質問があったら答えるっちゃうことで全然いいと思いますけど。ごめんなさい、やっぱりやめましょうか、一からまたつくらないけんようになっちゃいますし、質問があったら答えるとかって。

○井川委員長

ちょっといい案があればちょっと書いて、また皆さんのほうに流させていただきますし、いけんかったらちょっとこれでまた質問があれば受けるということでお願いをいたします。

津川委員。

○津川副委員長

この裨益協定の裨益って、読めますか。これはわざと振り仮名を振って出しとった。

○井川委員長

秋山委員。

○秋山委員

秋山です。この裨益っていう言葉は私このとき初めて知って、いろいろ聞いたら、三谷君は知ってたんだよね、説明してくれたんだよね、こういうことですよっていうのをね。この裨益っていうことはふだん、今まで何か全然聞いたことがなかった言葉だったんで、言われれば何かあった方がいいかもしれませんね。

○井川委員長

打つと出ますもんね、これは。

○秋山委員

出る、出る、出るんだよね。

○井川委員長

では、これは読み仮名を振らせていただきます。

○津川副委員長

もう一点いいですか。

○井川委員長

津川委員。

○津川副委員長

一番最後のページの3行目後半です。現行風車の譲渡計画が及ぼす環境や住民生活のリスクを回避するべきではないかっていう、ここの記述がちょっとあまりすっきりせんですよ。これは現行風車の譲渡計画が及ぼす環境や住民生活のリスクを回避するべきではないかというのは、現行風車は譲渡はするなっていうふうにも読めてしまうんですよ、私はね。いや、そんなことはないよっていうことなのか、ちょっとどうでしょう、文章の言い回しとして。ちょっとここが、どがに直せっちゅうのはよう言わんで悶々としとったですけど、ちょっとどうかなと思うんですけども。以上です。

○井川委員長

前田委員。

○前田委員

私も今、言われて読んで、そこを思いついた。さっきのと逆の意味になっちゃいますよね。さっき不採択したのと今度これ逆の報告になっちゃいますよね、これ、このまま出すと。何かもうちょっとうまい言葉ができればいいんですけど、と思いました。

○井川委員長

油本委員。

○油本委員

別にいろんな意見が出てこうなったんですから、こうなんですけど、いわゆる書き直すんだったらリスクの回避も考えるべきではないかとか、視野に入れるべきではないかとか、そんだけ、内容は変わらないですからね、書き方の一つとして。

○井川委員長

リスクをしっかり考慮。

○油本委員

うん。意味は同じですけど、回避するべきじゃないかっていったら強く聞こえるんであれば、回避も検討するべきではないかとか、書き方もあるかなとは思いますが、内容は変わりませんけど。

○井川委員長

今ありましたのが、一番最後の行なんですけども、環境や住民生活へのリスクを回避っていうのが強いのであれば、検討すべきではないか、あるいは考慮すべきではないか。阪本委員。

○阪本委員

私、この陳情について採択すべきだという思いになった経過を言うとね、実はこういった事業は、例えばJ Aの関係を参考までにちょっと言わせてもらいますけども、グリーンズコーレ、これは(旧)関金町が中心にやった事業で、それからカウベルホールはJ Aが、東伯農協が取り組んだんですよ。だけど、結局利用してもらわないけんけんということで安くして設定した。ところが結局、最終的には大赤字になっちゃって、結局、カウベルホールあたりも合併するときにそんな負の遺産までもらえんっていうことで、結局、補助をえっと(たくさん)した町に返ってきとるんですよ。そのことがずっと頭にあったもんですから、結局は民間に無償で譲渡するという事について少しほど抵抗感があってね、もし、これから10年使う、その間にもう耐用年数が過ぎてから使ってます、

事故が起きて、大事故があったときは会社がもたんのではないかなという思いがするんです。そういったときに会社は恐らく町に返しますよ。みんなそうなんです、大体いろんな事例を見とるとね。そういうことになっては困るなということで一つ今までちょっといろいろもの言ってきたんです。

○井川委員長

何か。どういう文言が。

町田委員。

○町田委員

回避という言葉ではなくて、住民生活へのリスクを考慮する。考慮か、またはほかの言い方でもいいんですけど、回避という言葉をやめて、考慮する必要があるというのはどうか。

○井川委員長

今はリスクを考慮する必要があるのではと。

油本委員。

○油本委員

今の我々の話し合ってるレベルは、言いたいことはほぼみんな同じなんです。ですから、文字をどうこうするかっていうのも、今度読み手の気持ちにも反映されてくるんで、そのときの、一番簡単なのを言えば、リスクを回避することも検討するべきではないかとか、そういうふうにすれば皆さん分かりやすいかなと思うし、この回避ということを入れたに入れても入れなくっても、今はちょっとみんな結構バイアスがかかってますけども、いざ家に帰って読んだとき、もしくは次の日読んだときは、別に抵抗がなくなる可能性もあると思うんですよね。ですから、そこまで今、詰めなくても、あとは委員長の判断で、リスクを避けるべきではないかという、回避すべきではないかというの、リスク回避することを検討すべきではないかとか、そういうふうにしてもいいし。

○井川委員長

ありがとうございます。

○油本委員

町田委員の言われたようにでもいいし、それはお任せ、私はしたいと思います。

○井川委員長

津川委員。

○津川副委員長

提言の1の出だしが、本町も風車の設置に関してはってことで出だすんですよ。風車の設置に関しては、新しく開通する山陰道のこと、それから保安林や海岸保全のこと、北条砂丘の景観のことに、巨大風車が新たにできるそのことと、今ある風車の譲渡の計画が及ぼすってということで二本立てになっとなって、一貫してちょっと文章的に項目を置き過ぎ、多過ぎちゃって、一貫してないんですよ。要は、風車の設置に全体を捉えたときに、地域住民の安心安全を守らないけんっていうようなことをちゃんと制度設計せないけんじゃないかっていうのが大きな塊の主張なんで、ちょっと現行風車の譲渡計画が及ぼす環境や住民生活のリスクを回避するってということで、いかにもその現行風車を反対だっていうふうに読めちゃうんで言ったんで、そこの現行風車の譲渡計画が及ぼすところ自体は、もう要らないっていったら要らない。要は、風車の設置っていう大きなくりで言うと、環境に配慮した設置が望まれるとかが、私は何らかのガイドラインが必要ではないかっていうふうに思ったんですけど、ごめんなさい、話を混ぜくっちゃって。

○井川委員長

油本委員。

○油本委員

すみません、度々。何らかのガイドラインというものは、野辺地町でもそうだし、岩手県庁でもそうだし、盛り込んでいるわけですので、ガイドラインという言葉はもちろん使ってもいいんですけども、こういった直接的な言い方に及んでもいいかなとは思いますが、このリスクを回避することも検討すべきではないかぐらいのことにしといたら、それで丸く収まるんじゃないでしょうか。いわゆる本町においては、山陰道の関係もあるし、そういった住民さんの暮らしてらっしゃる環境の近くにもあるということもちょっと押さえておくべきじゃないかなと思って、私はこれでいいのかなとは思っております。以上です。

○井川委員長

秋山委員。

○秋山委員

秋山ですけども、まずリスクっていう言葉を使うと事故やミスが起こる可能性をリスクという言葉を使うから、リスクに対しては回避っていうのは釣り合ってるというか、合ってる表現だと思います。リスクを回避するっていうのは一つの表現としてはいいと思うけども、ここに持ってくるのは住民生活への影響を考慮するだとか、影響を検討すべきでないかというような表現に変える方法があるんじゃないかなと、今、読んで思うんですけど。リスクという言葉を残すんだったらこの回避というのは適当な、適切な言葉とは私は思うんですけども。だから、このリスクの代わりに影響という言葉を入れて、それに対する言葉で締めたほうがいいじゃないかなと思うんですけどね。以上です。

○井川委員長

さっき言われたのは、リスクという言葉を使わなければ、環境や住民生活への影響を検討する。

○秋山委員

考慮か……。

○井川委員長

考慮する。

○秋山委員

検討か、どちらでもいいと思います。どうしてもいろんな立場だとか考えの人間の集まったレポートだから、明確にこうだって言いにくい文章になっていくのは仕方ないと思うんですけどね。

○井川委員長

津川委員。

○津川副委員長

秋山委員の意見に賛成します。それでいいと思います。

○井川委員長

油本委員。

○油本委員

私も、はっきり言って短いほうが好きですから、ずっと見てぱっと分かるほうが、簡単がいいです。

○井川委員長

じゃあ、住民生活への影響を考慮するということで、ここはちょっと直させていただきます。

そのほかありますでしょうか。

じゃあ、ないようですので、今いただきました1件をまた直させてもらって、また皆

さんのほうに流させていただきますので、再度御確認をいただければというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

では、もう次に……。

油本委員。

○油本委員

もう一点。一番最初のページ、1、の調査事件の(1)2行目、活性化、「活」と「性」の間に半角空いてるんですが、これがちょっと気に入らないです。以上。

○井川委員長

あ、隙間が。分かりました。すみません。直します。

そのほか、よろしいでしょうか。

では、次に行かせていただきます。

(3) 閉会中の継続調査申し出について

○井川委員長

次は、閉会中の継続調査の申出について、これは申出をするでよろしいですね。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井川委員長

内容は、民生経済常任委員会の所管する事項ということでございます。

(4) その他

○井川委員長

4番、その他につきまして何かありましたら。（「なし」と呼ぶ者あり）

5 その他

○井川委員長

では、大きな5番のその他。（「なし」と呼ぶ者あり）

○井川委員長

事務局はいいですか。

手嶋局長。

○手嶋局長

ちょっと皆さんに検討していただきたいことが一つありまして、それは六尾からの出前座談会からいただいた御意見を、ここの会の中で検討するという事で2案出てたと思うんですが、そのところが少し滞っているというか、協議ができてない状態が保たれています。議員から振り返られて、ここでの意見をまとめて、それをフィードバックするということの流れになっておりますので、どこかの時点で協議をしていただく必要があると思うんですけれども、その点についてちょっと話をしておいていただければと思います。

○井川委員長

そういう話をしておりました。失念しております。そうしますと、また何かのときにまたちょっとお集まりいただいて、そのことについて話し合いたいと思います。それについては、また後日、皆様方のほうに予定を聞きながら日程調整等させていただきたいと思いますので、そのときにはよろしくお願いをいたします。

そのほか、皆さんのほうでありますでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）

6 閉会 (11:46)

○井川委員長

なければ、以上で本日の会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

※この会議録は要点筆記である。